

## 芦屋町空き店舗バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋町内の空き店舗の有効活用を通じて、それらの解消及び創業促進による地域の活性化を図るため、空き店舗に関する情報提供を行う芦屋町空き店舗バンクについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗バンク 空き店舗の賃貸又は売買を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内での創業を目的とする希望者に提供する制度をいう。
- (2) 空き店舗 町内の事業を目的とした建築物又はこれに附属する工作物であつて、事業その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (3) 所有者 当該空き店舗に係る所有権又は賃借若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 芦屋町空き店舗バンクに登録された空き店舗情報の利用を希望する者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、芦屋町空き店舗バンク以外による空き店舗の取引を規制するものではない。

### (登録申込み)

第4条 芦屋町空き店舗バンクに登録を希望する所有者は、芦屋町空き店舗バンク登録申込書(様式第1号)この場合において、芦屋町空き店舗情報登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町に提出しなければならない。なお、空き店舗に関する取引の仲介を宅地建物取引業者等(以下「仲介事業者」という。)に依頼する場合は、登録カードに事業者名、所在地、連絡先を記入して提出するものとする。

- 2 町は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、登録の可否について当該所有者に芦屋町空き店舗バンク登録完了(不可)通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 町は、前項の規定による芦屋町空き店舗バンク登録完了通知書を送付したときは、速やかに芦屋町空き店舗台帳(以下「台帳」という。)に登録し、町ホームページ等により公開するものとする。この場合において、公開にあたっては、芦屋町個人情報保護条例(平成17年条例第31号)を遵守するものとする。
- 4 町は、前項の規定による登録をしていない空き店舗で、芦屋町空き店舗バンクによる活

用が適当であると認めるものについては、当該所有者に対して、登録を薦めることができるものとする。

(台帳登録事項の変更届出)

第5条 前条第3項の規定による台帳に登録された所有者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、芦屋町空き店舗バンク登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町に届け出なければならない。

(契約完了報告)

第6条 登録物件の契約が完了した場合、所有者又は仲介事業者は、速やかに、芦屋町空き店舗バンク契約完了届出書（様式第5号）を町に提出し、報告するものとする。

(台帳の登録抹消)

第7条 町は、所有者が次の各号のいずれかに該当するときは台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条の届出書の提出があったとき。
  - (2) 芦屋町空き店舗バンク登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき。
  - (3) 申請内容に虚偽があったとき。
  - (4) 当該空き店舗に係る所有権その他の権利が異動したとき。
  - (5) 台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
  - (6) その他町長が適当でないと認めたとき。
- 2 町は、前項の規定により登録が抹消された場合は、芦屋町空き店舗バンク登録抹消通知書（様式第7号）により、当該所有者に通知するものとする。

(適用範囲)

第8条 町は、空き店舗バンク登録者と利用希望者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。